

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## IFRS in Focus

### IASB が、負債の流動または非流動への分類要件の明確化のため IAS 第 1 号の修正を提案

#### 目次

- ・ **なぜ本修正が提案されたか**
- ・ **提案された修正はいつ適用されるか**
- ・ **本公開草案によって提案された変更は何か**

#### 要点

- ・ IASB は、IAS 第 1 号の修正を最終化した場合に次のことを提案する。
  - IAS 第 1 号 69 項(d)および 73 項の要求事項を整合させる。
  - 負債の流動または非流動への分類は、報告期間の末日で存在する権利に基づくべきであることを明確化する。
  - 負債の決済と企業の資源の流出との関係を明確化し、分類目的のための負債の「決済」は、さまざまな形(例えば、現金、他の資産、サービス、場合によっては資本)で行われる可能性があることを説明する。
  - 負債の流動または非流動への分類に関する IAS 第 1 号のガイダンスを再編成し、類似の例は一緒にグループ化される。
- ・ IASB は、本修正案の発効日を提案しなかった。しかし、早期適用が認められることを提案する。
- ・ 本提案に関するコメントは、2015年6月10日が期限である。

本 IFRS in Focus は、パブリック・コメントのため 2015 年 2 月に公表された公開草案 ED/2015/1「負債の分類(IAS 第 1 号の修正案)」(ED)に示された、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正案を要約したものである。

#### なぜ本修正が提案されたか

本 ED で提案された修正は、IASB が受領した、負債を流動または非流動に分類するための要件を明確化するようにという要望書によるものである。

提起された論点は、IAS 第 1 号 69 項の分類の要求事項が、73 項に詳述されている状況に整合しているかどうかであった。

要望提出者は、負債の非流動への分類についての 2 つの基礎として、「決済を延期することのできる無条件の権利」(69 項(d)で規定)を有している場合と「債務について借換えまたはロールオーバーする裁量権」(73 項で規定)を有している場合をどのように調整するかについて質問した。なぜなら、決済を延期することのできる無条件の権利を有している場合は、決済を延期する裁量権を有している場合よりも、はるかにハードルが高いと考えられるためである。

詳細は下記ウェブサイト参照

[www.iasblus.com](http://www.iasblus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

## 提案された修正はいつ適用されるか

IASB は、本修正案の発効日を提案しなかった。しかし、最終化された場合、早期適用が認められることを提案する。

本修正案が最終化された場合、遡及的に適用される。

本 ED に関するコメントは、2015 年 6 月 10 日が期限である。

## 本 ED によって提案された変更は何か

IASB は、「無条件の権利 (unconditional right)」を「権利」に置き換えるために IAS 第 1 号 69 項(d)から「無条件の (unconditional)」という文言を削除し、69 項(d)の要求事項と整合させるために 73 項の「裁量権 (discretion)」を「権利」に置き換えることを提案する。IASB は、決済を延期することのできる権利が無条件であることはまれであることに留意した。なぜなら、当該権利は、将来の期間においてコベナンツを遵守していることを条件としていることが多いためである。

IASB は、提案された結論の根拠において、権利が条件に従う場合、当該権利が分類に影響を与えるかどうかを決定する際、企業は報告期間の末日に当該条件に遵守しているかどうかを考慮に入れなければならないことを説明している。報告期間の後に付与された権利は分類に影響を与えるべきではない。

したがって、IASB は、IAS 第 1 号 69 項(d)および 73 項において、報告日に有効な権利のみが負債の分類に影響を与えるべきであることを明示することを提案する。

### 見解

IASB は、ED「IFRS の年次改善 (2010 年-2012 年サイクル)」で提案された、融資のロールオーバーは同一の融資者とでなければならないという明示的な要求事項を本修正に含めないことを決定した。代わりに、IASB は、負債の分類は、分類される融資に直接関連する既存の融資枠において債務をロールオーバーするために、報告期間の末日で存在する権利に基づくべきであることを明確化することを提案する。

また本修正は、IAS 第 1 号 69 項に、決済は「現金、資本性金融商品、他の資産またはサービスの相手方への移転」として参照することを追加することで、負債の決済と企業の資源の流出との関連を説明することを提案する。

また IASB は、報告日に有効な権利に影響を与える状況と、そうではない状況とを区別するために類似の例は一緒にグループ化されるように、本基準のガイダンスを再編成することを提案する。

### 見解

また IASB は、後発事象 (例えば、企業によるコベナンツの違反または早期返済) が負債の分類に影響を与えるかどうかについて検討した。IASB は、後発事象の影響についてのガイダンスの修正を提案しないことを決定した。なぜなら、経営者の意図および期待をあまりに重要視し過ぎることへの懸念と、そのような提案が IAS 第 10 号「後発事象」に対する例外を示す可能性があるためである。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**